

農業用施設のための転用届出について

倉敷市農業委員会

国土の計画的かつ合理的な土地利用の観点から、農業と農業以外の土地利用計画との調整を図りつつ、優良農地を確保することによって、農業生産力を維持し農業経営の安定を図るため、農地の転用について農地法により制限があります。

農地を農地以外にする場合は、県知事から許可権限の移譲を受けた農業委員会（同一事業の目的のため一定規模以上の面積を農地転用する場合は農林水産大臣）の許可を受けなければなりません。

しかしながら、

(1) 耕作者が農地を耕作の事業に供する他の農地の保全、若しくは利用の増進のため、農地以外にする場合

(2) 耕作者が2 a未滿の農地を農作物の育成若しくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合
はあらかじめ農業委員会へ届け出れば農地法第4条に規定される農地転用許可・届出が不要になります。

ただし農業振興地域の農用地については事前に農用地区域からの変更手続が必要です（手続は本庁農林水産課、各支所産業課）

また高梁川用水土地改良区等の土地改良区の受益地の場合は、改良区の決済金が必要な場合がありますのでご注意ください。

農業用施設のための転用届出に必要なもの

- 1 農業用施設のための転用届出書【様式】（届出書の届出人住所・氏名記載欄に届出人の電話番号を記載してください。）
- 2 誓約書【様式】
- 3 土地利用計画図（建築施設の配置図，断面図）
- 4 転用土地の位置図
- 5 農地一筆の一部において転用する場合は、その面積が特定できる図面
- 6 届出地が高梁川用水土地改良区の受益地の場合は農地転用等の通知書【様式】
- 7 その他参考資料
- 8 委任状（行政書士に届出にかかる権限等を委任する場合）

届出書の提出は随時受付です。

記載事項に不備がある場合や添付書類に不備がある場合等は受理できない場合がありますので、ご注意ください。

高梁川用水土地改良区の受益地の場合は決済金が届出の際必要となりますので、あらかじめご準備ください。

〔お問い合わせは〕 倉敷市農業委員会

本 庁	086-426-3895
児 島 駐 在	086-473-4374
玉 島 駐 在	086-522-8126
真 備 駐 在	086-698-5042
庄支所産業建設係	086-462-1212
茶屋町支所産業建設係	086-428-0001
船穂支所産業係	086-552-5110